

令和8年9月1日

学 生 各 位

学 生 課 学 生 係

後期授業料免除について(4年生～専攻科2年生対象)

このことについて、授業料免除(高等教育の修学支援新制度による授業料免除)を希望する学生は、下記の期間中に学生課学生係で要項等を受け取り、各自で申し込んでください。
なお、期限を過ぎての申込みはできませんので注意してください。

記

1. 高等教育の修学支援新制度による授業料減免

対象者 これから日本学生支援機構給付奨学金 在学採用の申込をする者

2. 要項配付期間 9月1日(火)～9月29日(火)

3. 書類提出期限 10月1日(木) 17時 ※要項等受取後の必要書類提出期限

4. その他

- ・書類提出者からは、結果が確定するまで授業料の引落を行いません。
- ・この授業料免除申請手続きと併せて、日本学生支援機構 給付奨学金の申請手続きが必要です。
- ・本案内は「新規申請」となりますので、既に修学支援新制度による授業料免除を受けている学生は対応不要です。
- ・過去に一度申し込んで、支援対象としての認定を受けられなかった場合であっても、申し込むことができます。前回の申込み時より収入が減った場合や、適用される税制上の控除額が増えた場合(例:世帯の構成員の年齢が変わり、扶養控除額等が増えた場合)には、新たに支援対象となる可能性があります。

以上